


これからも皆さまの  
「企業と暮らし」の中に  
京滋しんくみを！



2023



DISCLOSURE



愛され、信頼される金融機関として

 京滋信用組合

## ごあいさつ

皆さまには、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜わり、心から御礼申し上げます。

このたび、当組合の現況（令和4年度第22期）をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜わりたいと存じます。

京滋信用組合は、地域の皆さまに本当にお役に立てる金融機関をめざし、これまで以上に経営の健全性と基盤強化に努めてまいりますので、一層のご支援とご指導のほど、心からお願い申し上げます。

京滋信用組合 理事長 上垣 秀雄

## 当組合のあゆみ（沿革）

- 平成13年3月／設立準備委員会発足
- 平成14年3月17日／京滋信用組合 設立総会
- 平成14年3月20日／京滋信用組合 設立認可
- 平成14年3月22日／京滋信用組合 設立
- 平成14年8月12日／事業開始
- 平成18年2月4日／京滋レディース“ハナ”発足総会
- 平成19年9月8日／京滋信用組合「ビジネスクラブ」発足総会
- 平成23年8月1日／株式会社KJS（子会社）設立
- 令和4年11月12日／組合開業20周年記念式典
- 令和5年6月23日／第23期 通常総代会

## 事業方針

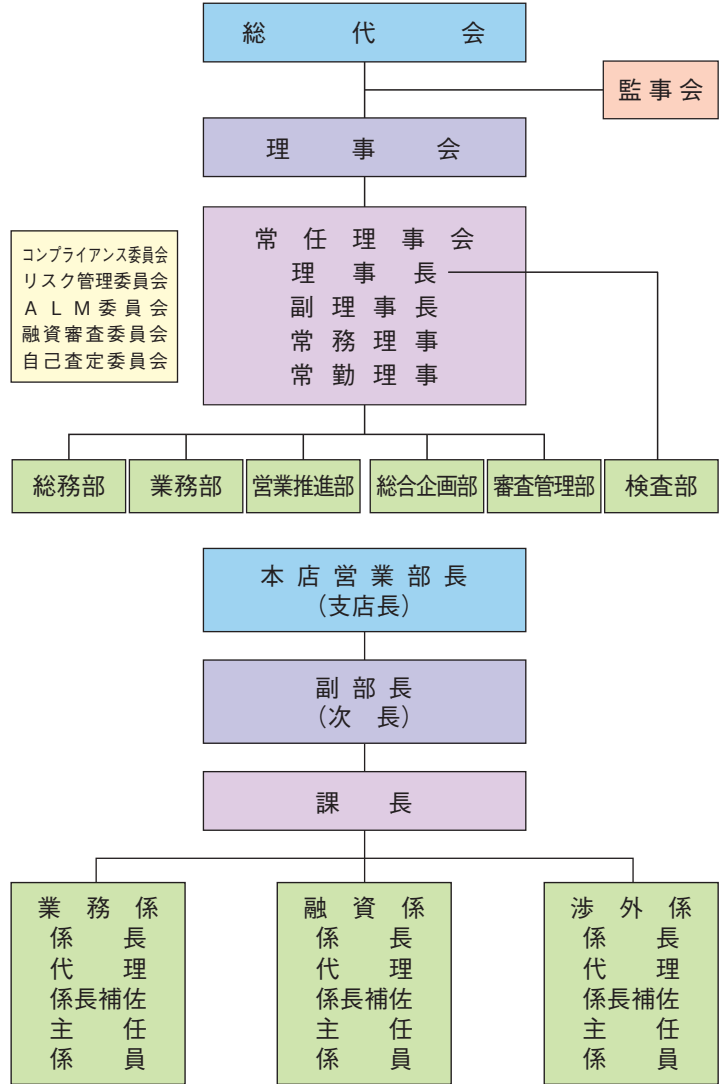
### ■経営理念

1. 相互扶助の精神に基づく金融事業を通じて、組合員の生活向上と企業の発展を目指します。
2. 地域コミュニティーセンターとしての役割を果たし、組合員相互間の親睦と交流を図るとともに地域に貢献する地域密着型の金融機関を目指します。
3. 健全で透明性のある経営に徹し、組合員から愛され、信頼される金融機関を目指します。

### ■経営方針

1. 経営体制の確立に努めます。  
理事会の機能強化と監査体制の充実を図り、経営の透明性確保に努めます。  
コンプライアンス体制を整備し、法令、社会ルールの厳格な遵守に努めます。  
リスク管理体制の構築を図るとともに、皆様方に組合経営内容を広く開示いたします。
2. 健全経営の確保に努めます。  
厳正な資金運用を図るとともに、経営の合理化を進め必要収益の安定確保に努めます。
3. 経営組織の構築を図ります。  
今日の金融情勢に即応できる迅速な意思決定と業務執行が可能な組織体制を構築します。

## 事業の組織



## 役員一覧（理事及び監事の氏名・役職名）

（令和5年6月23日現在）

理事長	上垣 秀雄	理事	鄭 成辰※
副理事長	姜 仁 鎬	理事	鄭 致 俊※
常務理事	李 鉄 圭*	理事	徐 努※
常勤理事	李 承 道		
理事	姜 峰 一※	常勤監事	金 修 次
理事	朴 真 浩※	員外監事	南 喜 隆※
理事	金 剛 雄※		

（※印）当組合は、職員出身者以外の理事の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

（\*印）当組合のマナー・ローンダリング担当役員です。

## 会計監査人の氏名又は名称

（令和5年3月末現在）

監査法人アイ・ピー・オー

組合員の皆様方におかれましては、平素から格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

当期は新型コロナウイルス感染症の影響により、前期同様社会経済活動全般に一定の制限はあったものの、ウイルス型の変異による弱毒化に加え、ワクチン接種が進んだこともあり、個人消費には持ち直しの動きがみられました。

一方で米中対立やロシアのウクライナ侵攻など海外要因により、資源価格や原材料価格が高騰し、半導体の供給不足、金融資本市場の変動など、先行きの不透明感が強く、国内の事業者には厳しい状況が続いており、金融機関の収益環境も厳しい状況が継続していくことが見込まれます。

このような環境の中、当組合では全役職員の結束と役員間とのコミュニケーションを高めることにより、組織力を強化することを最重要課題と位置づけ、(1)営業推進・人材育成と(2)コンプライアンス・リスク管理を計画の2本柱として第7次中期事業計画の最終年度の事業を推し進めました。

業績目標としては、貸出金残高400億円、預金残高620億円、事業性融資先750先、定期預金50万円以上同胞取引世帯2,250先を目標に業務に取り組んでまいりました。

当期は、お客様の情報とニーズの把握を目的とした定期的な顧客訪問を定着させ、顧客満足度を向上させることを渉外活動の指針としておりましたが、新型コロナウイルスの影響もあり、幅広い営業活動を展開するには至りませんでした。

一方、事業を営む組合員様の資金繰り支援の側面では、手形貸付と証書貸付で497件19,551百万円の事業資金融資に取り組み、実行件数、実行金額とも前年対比で大幅に増加したことが貸出金業績目標達成に繋がりました。

当期、当組合では次のような業績結果を収めることが出来

ましたのでご報告申し上げます。

期末預金積金残高は、前期末より157百万円減少し62,653百万円となりました。

期末貸出金残高におきましては、前期末対比5,524百万円増加し40,093百万円となりました。

収益面では、前期対比で資金利益が2百万円減少し経費が7百万円増加しましたが、役務取引利益が12百万円増加したこと等で、コア業務純益は前期対比1百万円増加の188百万円となりました。

經常利益は貸倒引当金繰入等与信関連費用の合計が前期対比で169百万円減少したこと等から、前期対比170百万円増加の292百万円、当期純利益は前期対比177百万円増加の262百万円となりました。

組合員の皆様の経営環境は、新型コロナウイルス感染症拡大により歴史的な厳しさとなっておりますが、当組合は、今後とも組合員様とともに歩むべく皆様の経営支援のため最大限の力を注いで行く所存です。

組合員の皆様方には、引き続きご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

組合員の推移

(単位：人)

区分	令和3年度末	令和4年度末
個人	7,163	7,132
法人	874	905
合計	8,037	8,037

総代会について

■総代会の仕組みと役割

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。

また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

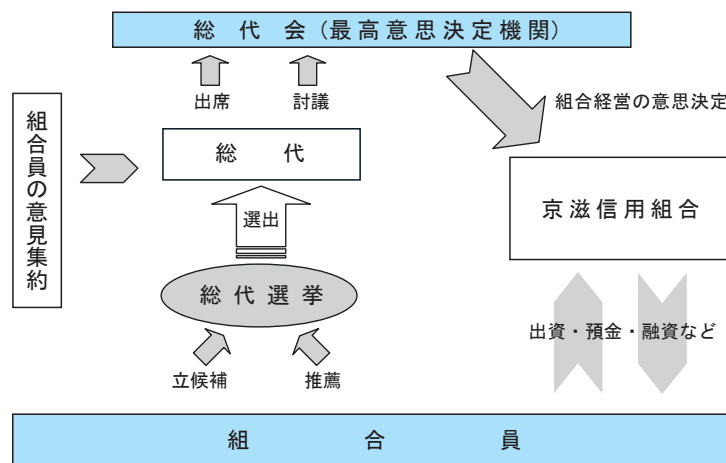
しかし、当組合は、組合員が8,037名(令和5年3月末)と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。

また、総代会は当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

当組合では、総代会に限定することなく、組合員(利用者)アンケート調査や組合員懇談会を実施するなど、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでいます。



■総代の選出方法、任期、定数等

- 総代の任期・定数について
  - 総代の任期は3年です。
  - 総代の定数は、101名以上130名以内です。
  - 令和5年3月31日現在の総代数は121名で、組合員数は8,037名です。
- 総代の選挙区
 

当組合の本支店営業地区に応じ5区の選挙区に分ち、選挙区ごとの選挙すべき総代数が総代選挙規約に定められています。
- 総代の選任方法
 

当組合総代選挙規約に基づき、各選挙区毎に選挙区に所属する組合員のうちから公平な選挙によって選出されています。
- 総代の資格要件
 

総代立候補者は当組合の組合員であることが資格要件です。

総代会について

■総代会の決議事項等の議事概要

第23期通常総代会が、令和5年6月23日午後5時30分より、ホテルグランヴィア京都で開催されました。

当日は総代117名のうち、出席108名（うち、委任状による代理出席51名）のもと、全議案が可決・承認されました。



報告事項

第22期（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）事業報告ならびに貸借対照表および損益計算書報告の件

決議事項

- 第1号議案 第22期剰余金処分案承認の件  
・原案通り可決・承認されました。
- 第2号議案 第23期事業計画及び収支予算案承認の件  
・原案通り可決・承認されました。
- 第3号議案 組合員の除名の件  
・原案通り可決・承認されました。

■総代のご紹介

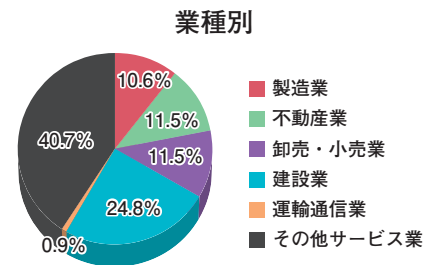
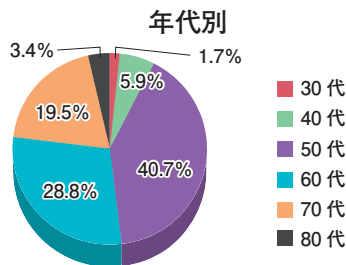
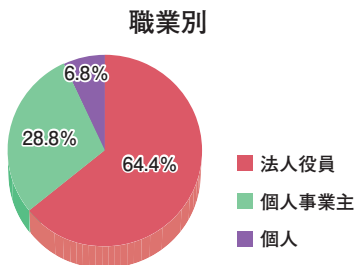
（令和5年6月23日現在）

選挙区・営業店等	総代氏名 (敬称略：順不同)							
第1区 本店の所轄地域 総代定数 25～31名以内 総代数 29名	鄭致元⑧ 蔡守壺⑧ 樵赫都⑥ 朴慶造② 金銀河①	許行哲⑧ 白吉雲⑧ 金龍雄⑥ 山村允載②	南司郎⑧ 韓直樹⑧ 金泰之⑥ 鄭致俊②	柳丞烈⑧ 金井薫⑧ 鄭広子⑤ 姜政次①	金相俊⑧ 大林義博⑧ 鄭聖貴⑤ 曹仁①	呉政代⑧ 許徳秀⑦ 曹淳一⑤ 金直史①	趙竜燮⑧ 金東均⑥ 李忠義② 金尚徳①	
第2区 左京支店の所轄地域 総代定数 18～23名以内 総代数 22名	朴哲⑧ 呉元順⑧ 崔正明⑥ 呂昇吉②	朴泰彦⑧ 朴尚博⑧ 金健一⑤	李潔⑧ 康徹洙⑧ 李相春④	金明建⑧ 金鎮九⑧ 金慶和④	林鐘哲⑧ 大山茂⑧ 金秀則③	姜峰一⑧ 安田義和⑧ 呂守吉②	金成基⑧ 金洋一⑥ 李東晃②	
第3区 伏見支店の所轄地域 総代定数 35～45名以内 総代数 38名	鄭源助⑧ 金裕幸⑧ 朴元政⑧ 樵景原⑥ 李基敦④ 金光烈①	金伯龍⑧ 朴春山⑧ 山本洲樹⑦ 金尚泰⑥ 朴錫勇④ 鄭哲錫①	辺豪生⑧ 朴秀蔓⑧ 宋定男⑦ 高光時⑥ 尹在根④ 金龍性①	金聖一⑧ 新井敏弘⑧ 金永萬⑦ 金鍾河⑥ 鄭成辰③	徐鐘現⑧ 鄭敏三⑧ 李忠基⑦ 金剛雄⑤ 張一鋪②	金明広⑧ 金重雄⑧ 李憲福⑦ 柳基東⑤ 白善斗②	鄭肇⑧ 金寛峻⑧ 金義広⑦ 林承克④ 山本国明②	
第4区 滋賀支店の所轄地域 総代定数 18～23名以内 総代数 22名	朴真浩⑧ 南在健⑥ 李相浩③ 河本浩俊①	徐東満⑧ 金鐘斗⑤ 盧定宏③	姜曆行⑧ 金純生⑤ 成炳旭③	崔永好⑧ 郭宇美⑤ 趙勇濟③	朴英信⑧ 太田永周⑤ 元哲秀③	金栄祉⑧ 村山栄基④ 朴承進②	姜淳根⑧ 朴貞浩④ 梁敬植①	
第5区 舞鶴支店の所轄地域 総代定数 5～8名以内 総代数 6名	河大玉⑦ 石渡一雄④ 王本賢志④			朴和久③ 朴秀明②	徐努①			
合計		総代定数 130名		総代数 117名				

(注) 氏名の後に就任回数を記載しております。

■総代の属性別構成比

（令和5年6月23日現在）



※業種別は、法人、法人役員、個人事業主に限る。

科 目 (資産の部)	金 額	
	令和3年度	令和4年度
現金	1,055,864	691,703
預 け 金	30,161,481	22,576,319
有 価 証 券	2,296,640	2,447,150
地 方 債	—	50,000
社 債	1,699,940	1,799,950
株 式	196,700	197,200
そ の 他 の 証 券	400,000	400,000
貸 出 金	34,569,170	40,093,249
割 引 手 形	14,587	16,280
手 形 貸 付	9,355,418	14,065,442
証 書 貸 付	25,099,145	25,866,422
当 座 貸 越	100,018	145,103
そ の 他 の 資 産	393,641	402,974
未 決 済 為 替 貸	9,144	30,005
全 信 組 連 出 資 金	324,000	324,000
前 払 費 用	598	—
未 収 収 益	28,885	27,796
そ の 他 の 資 産	31,013	21,172
有 形 固 定 資 産	1,017,252	1,013,299
建 物	52,854	58,042
土 地	883,909	883,909
リ ー ス 資 産	65,056	59,656
その他の有形固定資産	15,431	11,689
無 形 固 定 資 産	5,572	4,906
ソ フ ト ウ ェ ア	1,100	466
その他の無形固定資産	4,472	4,440
繰 延 税 金 資 産	17,271	15,736
債 務 保 証 見 返	195,776	151,336
貸 倒 引 当 金	△ 736,186	△ 575,664
(うち個別貸倒引当金)	(△ 492,845)	(△ 438,337)
資 産 の 部 合 計	68,976,485	66,821,011

科 目 (負債の部)	金 額	
	令和3年度	令和4年度
預 金 積 金	62,810,236	62,653,715
当 座 預 金	1,727,969	2,326,922
普 通 預 金	11,525,757	11,087,800
貯 蓄 預 金	27,052	13,455
通 知 預 金	2,640	170
定 期 預 金	47,134,232	47,096,603
定 期 積 金	2,345,439	2,049,473
そ の 他 の 預 金	47,146	79,290
借 用 金	2,300,000	—
当 座 借 越	2,300,000	—
そ の 他 負 債	331,474	391,427
未 決 済 為 替 借	6,678	9,748
未 払 費 用	124,093	146,813
給 付 補 填 備 金	4,931	4,016
未 払 法 人 税 等	33,401	26,206
前 受 収 益	46,133	71,459
払 戻 未 済 金	35,310	58,913
リ ー ス 債 務	67,795	62,620
そ の 他 の 負 債	13,129	11,648
代 理 業 務 勘 定	461	194
賞 与 引 当 金	28,907	27,556
退職給付引当金	130,700	131,748
役員退職慰労引当金	22,475	14,825
そ の 他 の 引 当 金	545	480
債 務 保 証	195,776	151,336
負 債 の 部 合 計	65,820,577	63,371,283
(純資産の部)		
出 資 金	1,299,772	1,344,500
普 通 出 資 金	1,299,772	1,344,500
利 益 剰 余 金	1,856,136	2,105,227
利 益 準 備 金	605,000	655,000
特 別 積 立 金	800,000	800,000
当期末処分剰余金(又は当期末処理損失金)	451,136	650,227
組 合 員 勘 定 合 計	3,155,908	3,449,727
純 資 産 の 部 合 計	3,155,908	3,449,727
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	68,976,485	66,821,011

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券(時価を把握することが極めて困難と認められるもの)は移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 

建 物	6年～35年
その他の有形固定資産	2年～15年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積りも必要と認める額を計上しております。

- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし有形固定資産にかかる控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額1,749百万円
- 子会社等の株式又は出資金の総額100百万円
- 子会社等に対する金銭債権総額234百万円
- 子会社等に対する金銭債務総額71百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額221百万円
- 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。
 

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	707百万円
危険債権額	385百万円
三月以上延滞債権額	8百万円
貸出条件緩和債権額	495百万円
合計額	1,596百万円

 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は16百万円であります。
- 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
 

担保提供している資産	預け金	5,000百万円
------------	-----	----------

 上記の預け金は、全信組連との当座貸越契約に対する担保差入れであります。その他、預け金を為替保証金に1,700百万円、全信組連保障基金として1,114百万円、公金取扱および日本銀行蔵入復代理店取引のために保証金として11百万円を差し入れております。
- 出資1口当たりの純資産額2,565円80銭
- 金融商品の状況に関する事項
  - 金融商品に対する取組方針
 

当組合は、預金業務、融資業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

## (2)金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主に事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券及び株式であり、満期保有目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

## (3)金融商品に係るリスク管理体制

## ①信用リスクの管理

当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査管理部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、検査部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

## ②市場リスクの管理

## (i)金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMでは金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会を通じて経営陣に報告しております。

## (ii)価格変動リスクの管理

有価証券の保有については、理事会の監督の下、余裕資金運用規程に従い行なわれています。

このうち、業務部では、社債等の購入を行っており、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

当組合で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総合企画部を通じ、経営陣に報告されています。

## (iii)当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品

は、「預け金」、「貸出金」、「預金積金」であります。当組合では、これらの金融資産及び金融負債を（固定金利群と変動金利群に分けて）それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が2.00%上昇したものと想定した場合の時価は、8百万円増加するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

## ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

## (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

## 23. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預け金 (*1)	22,576	22,592	15
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	2,249	2,202	▲47
(3)貸出金 (*1)	40,093	40,441	348
貸倒引当金 (*2)	▲575	▲575	—
金融資産計	64,343	64,660	316
(1)預金積金 (*1)	62,653	62,869	215
金融負債計	62,653	62,869	215

(\*1)預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(\*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

## (注1) 金融商品の時価等の算定方法

## 金融資産

## (1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

## (2)有価証券

債券は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は公表されている基準価格によっております。

## (3)貸出金

貸出金は以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

②①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

## 金融負債

## (1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金は、次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社株式 (*1)	100
非上場株式 (*1)	97
組合出資金 (*2)	324
合 計	521

(\*1)子会社株式及び非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(\*2)組合出資金(全信組連出資金等)については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

24. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

- (1)売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。  
(2)満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	債券			
	地方債	50	50	0
	社債	400	400	0
その他	—	—	—	
小計	450	450	0	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	債券			
	社債	1,399	1,380	▲19
	その他	400	372	▲27
小計	1,799	1,752	▲47	
合 計	2,249	2,202	▲47	

(3)子会社株式で時価のあるものはありません。

25. 満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債券				
地方債		50		
社債	100	1,300	300	100
その他	—	100	100	200
合 計	100	1,450	400	300

26. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、4,822百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが4,822百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。

これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴収するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

27. 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳は、以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損算入限度超過額	96百万円
未払事業税	1百万円
賞与引当金限度超過額	7百万円
役員退職慰労引当金	4百万円
退職給付引当金限度超過額	35百万円
その他	18百万円
繰延税金資産小計	163百万円
評価性引当額	▲147百万円
繰延税金資産合計	15百万円

28. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳は、以下のとおりであります。

法定実効税率(調整)	27.09%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.65%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲0.51%
住民税均等割	1.12%
評価性引当額の増減	▲18.99%
その他	0.00%
税効果会計適用後の法人税率等の負担率	10.36%

29. 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1)貸倒引当金 575百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

## ①算出方法

当組合は、自己査定基準(マニュアル)に基づき、債務者の財務情報や入手可能な外部情報等により、債務者ごとにその債務者区分(正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先)を決定し、重要な会計方針として(注)6に記載した算出方法により貸倒引当金を計上しております。これに加えて新型コロナウイルス感染症の影響により信用リスクが高まったと推測される飲食業及び宿泊業の正常先、要注意先(その他)について、区分変更した実績率を用いて追加的な引当金49百万円を計上しております。

## ②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各貸出先の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。貸出先によっては、将来における改善見通しを具体化した経営改善計画等の策定見込等が、より重要な判断要素となる場合があります。

また、新型コロナウイルス感染症に関しては、感染症法上の位置づけが令和5年5月8日に「5類」に移行したことに伴い、多くの制約がなくなることや、政府等による経済政策に加え、金融機関等による支援が継続されるという仮定をおく一方、経済活動等への影響については、少なくとも1年程度続くものと想定しております。

## ③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

30. 会計方針の変更

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。但し、当組合において影響はありません。

経理・経営内容

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
経 常 収 益	1,147,871	1,211,300
資金運用収益	1,061,671	1,057,764
貸出金利息	992,648	990,107
預け金利息	28,603	27,262
有価証券利息配当金	13,494	13,673
その他の受入利息	26,925	26,720
役務取引等収益	39,925	48,599
受入為替手数料	5,593	5,076
その他の役務収益	34,332	43,523
その他業務収益	2,431	1,370
その他の業務収益	2,431	1,370
その他経常収益	43,842	103,565
貸倒引当金戻入益	—	88,088
償却債権取立益	1,737	—
その他の経常収益	42,104	15,477
経 常 費 用	1,026,438	918,985
資金調達費用	131,865	130,795
預金利息	123,497	123,082
給付補填備金繰入額	4,384	3,699
その他の支払利息	3,983	4,013
役務取引等費用	26,872	23,266
支払為替手数料	8,202	6,580
その他の役務費用	18,669	16,686
その他業務費用	22,819	21,919
その他の業務費用	22,819	21,919
経 費	730,253	738,383
人 件 費	455,627	456,539
物 件 費	259,423	265,358
税 金	15,203	16,485
その他経常費用	106,867	4,619
貸倒引当金繰入額	102,118	—
その他の経常費用	4,749	4,619
経常利益（又は経常損失）	121,432	292,315

科 目	令和3年度	令和4年度
特 別 利 益	—	136
固定資産処分益	—	136
特 別 損 失	318	0
固定資産処分損	318	0
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)	121,114	292,451
法人税、住民税及び事業税	35,948	28,774
法人税等調整額	714	1,534
法人税等合計	36,662	30,308
当期純利益(又は当期純損失)	84,451	262,143
繰越金(当期首残高)	366,684	388,084
当期末処分剰余金(又は当期末処理損失金)	451,136	650,227

(注)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社等との取引による収益総額 15,041千円  
子会社等との取引による費用総額 35,199千円
- 出資1口当たりの当期純利益 196円03銭

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	451,136	650,227
剰 余 金 処 分 額	63,051	113,294
利 益 準 備 金	50,000	100,000
普通出資に対する配当金	13,051	13,294
繰越金(当期末残高)	388,084	536,932

受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

項 目	令和3年度	令和4年度
受 取 利 息 の 増 減	△ 78,419	△ 3,906
支 払 利 息 の 増 減	4,514	△ 1,069

## 業務粗利益及び業務純益等

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
資金運用収益	1,061,671	1,057,764
資金調達費用	131,865	130,795
資金運用収支	929,805	926,968
役務取引等収益	39,925	48,599
役務取引等費用	26,872	23,266
役務取引等収支	13,053	25,333
その他業務収益	2,431	1,370
その他業務費用	22,819	21,919
その他の業務収支	△ 20,388	△ 20,548
業務粗利益	922,470	931,753
業務粗利益率	1.35%	1.40%
業務純益	184,453	193,369
実質業務純益	192,216	193,369
コア業務純益	192,216	193,369
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	192,216	193,369

- (注) 1. 業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100  
 2. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)  
 3. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額  
 4. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

## 経費の内訳

(単位：千円)

項 目	令和3年度	令和4年度
人 件 費	455,627	456,539
報酬給料手当	383,848	385,474
退職給付費用	10,152	10,007
その他	61,626	61,058
物 件 費	259,423	265,358
事務費	133,263	138,846
固定資産費	34,917	33,937
事業費	24,767	34,921
人事厚生費	20,204	17,393
有形固定資産償却	28,097	30,486
無形固定資産償却	633	633
その他	17,539	9,139
税金	15,203	16,485
経 費 合 計	730,253	738,383

## 役務取引の状況

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
役務取引等収益	39,925	48,599
受入為替手数料	5,593	5,076
その他の受入手数料	31,882	41,109
その他の役務取引等収益	2,450	2,413
役務取引等費用	26,872	23,266
支払為替手数料	8,202	6,580
その他の支払手数料	10,397	8,993
その他の役務取引等費用	8,272	7,693





経理・経営内容

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	3,142	3,436
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,299	1,344
うち、利益剰余金の額	1,856	2,105
うち、外部流出予定額(△)	13	13
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	243	137
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	243	137
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 の 額 (イ)	3,386	3,573
コ ア 資 本 に 係 る 調 整 項 目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	4	3
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	4	3
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コ ア 資 本 に 係 る 調 整 項 目 の 額 (ロ)	4	3
自 己 資 本		
自己資本の額((イ)-(ロ))/(ハ)	3,382	3,570
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	38,069	42,185
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,863	1,799
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	39,933	43,984
自 己 資 本 比 率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	8.46%	8.11%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

## 経理・経営内容

### 主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経 常 収 益	1,147,166	1,229,916	1,196,512	1,147,871	1,211,300
経 常 利 益	155,435	96,563	78,690	121,432	292,315
当 期 純 利 益	130,844	66,178	47,786	84,451	262,143
預 金 積 金 残 高	55,918,149	56,965,134	60,516,572	62,810,236	62,653,715
貸 出 金 残 高	35,686,835	38,251,438	37,818,226	34,569,170	40,093,249
有 価 証 券 残 高	2,776,622	2,096,621	2,096,631	2,296,640	2,447,150
総 資 産 額	60,935,710	64,656,409	68,449,201	68,976,485	66,821,011
純 資 産 額	3,026,876	3,041,609	3,076,072	3,155,908	3,449,727
自己資本比率(単体)	7.31%	6.94%	7.70%	8.46%	8.11%
出 資 総 額	1,348,298	1,290,827	1,291,327	1,299,772	1,344,500
出 資 総 口 数	1,348,298口	1,290,827口	1,291,327口	1,299,772口	1,344,500口
出資に対する配当金	13,964	13,823	13,061	13,051	13,294
職 員 数	64人	61人	60人	58人	55人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

### 資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目	年 度	平均残高	利 息	利 回 り		
資 金 運 用 勘 定	令和3年度	68,040 <sup>百万円</sup>	1,061,671 <sup>千円</sup>	1.56%		
	令和4年度	66,362	1,057,764	1.59		
	う ち 貸 出 金	令和3年度	36,556	992,648	2.71	
		令和4年度	36,876	990,107	2.68	
	う ち 預 け 金	令和3年度	28,941	28,603	0.09	
		令和4年度	26,797	27,262	0.10	
	う ち 有 価 証 券	令和3年度	2,219	13,494	0.60	
		令和4年度	2,364	13,673	0.57	
	資 金 調 達 勘 定	令和3年度	65,989	131,865	0.19	
		令和4年度	64,142	130,795	0.20	
		う ち 預 金 積 金	令和3年度	62,353	127,882	0.20
			令和4年度	62,663	126,781	0.20
う ち 譲 渡 性 預 金		令和3年度	—	—	—	
		令和4年度	—	—	—	
う ち 借 用 金		令和3年度	3,575	—	0.00	
		令和4年度	1,418	—	0.00	

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和3年度191百万円、令和4年度265百万円)を控除して表示しております。

### 総資金利鞘等

(単位：%)

区 分	令和3年度	令和4年度
資 金 運 用 利 回(a)	1.56	1.59
資 金 調 達 原 価 率(b)	1.30	1.35
資 金 利 鞘(a-b)	0.26	0.24

(注) 1. 資金運用利回 = 資金運用収益 / 資金運用勘定計平均残高 × 100

2. 資金調達原価率 = (資金調達費用 - 金銭の信託運用見合費用 + 経費) / 資金調達勘定計平均残高 × 100

### その他業務収益の内訳

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
そ の 他 の 業 務 収 益	2	1
そ の 他 業 務 収 益 合 計	2	1

## 先物取引の時価情報

(単位：百万円)

該当事項はありません。

## 預貸率及び預証率

(単位：%)

区 分		令和3年度	令和4年度
預 貸 率	(期 末)	55.03	63.99
	(期中平均)	58.62	58.84
預 証 率	(期 末)	3.65	3.90
	(期中平均)	3.55	3.77

(注) 1. 預貸率 = 貸出金 / (預金積金 + 譲渡性預金) × 100  
 2. 預証率 = 有価証券 / (預金積金 + 譲渡性預金) × 100

## オフバランス取引の状況

(単位：千円)

該当事項はありません。

## 総資産利益率

(単位：%)

区 分	令和3年度	令和4年度
総資産経常利益率	0.17	0.43
総資産当期純利益率	0.12	0.39

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = 経常(当期純)利益 / 総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100

## 職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度
職員1人当りの預金残高	1,082	1,139
職員1人当りの貸出金残高	596	728

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

## 1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度
1店舗当りの預金残高	12,562	12,530
1店舗当りの貸出金残高	6,913	8,018

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおります。



## 経理・経営内容

### 売買目的有価証券

該当事項はありません。

### 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

### 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	50	50	0
	社 債	400	400	0	400	400	0
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	400	400	0	450	450	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	1,299	1,293	△ 6	1,399	1,380	△ 19
	そ の 他	400	389	△ 10	400	372	△ 27
	小 計	1,699	1,682	△ 17	1,799	1,752	△ 47
合 計		2,099	2,083	△ 16	2,249	2,202	△ 47

(注) 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

### その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計		—	—	—	—	—	—

(注) 1. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

### 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	100	100
非 上 場 株 式	96	97
組 合 出 資 金	324	324
合 計	520	521

(注) 1. 子会社・子法人等株式、非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

2. 組合出資金(全信組連出資金等)については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月7日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

### 金銭の信託

該当事項はありません。

## 資金調達

## 預金種目別平均残高 (単位：百万円、%)

種目	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	13,652	21.9	13,337	21.3
定期性預金	48,701	78.1	49,325	78.7
合計	62,353	100.0	62,663	100.0

## 預金者別預金残高 (単位：百万円、%)

区分	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	48,318	76.9	47,743	76.2
法人	14,491	23.1	14,909	23.8
一般法人	13,887	22.1	14,493	23.1
金融機関	7	0.0	6	0.0
公金	597	1.0	410	0.7
合計	62,810	100.0	62,653	100.0

## 財形貯蓄残高 (単位：百万円)

該当事項はありません。

## 定期預金種類別残高 (単位：百万円)

区分	令和3年度	令和4年度
固定金利定期預金	47,130	47,094
変動金利定期預金	—	—
その他の定期預金	3	2
合計	47,134	47,096

## 資金運用

## 貸出金種類別平均残高 (単位：百万円、%)

科目	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
手形貸付	10,930	29.9	11,463	31.1
証書貸付	25,544	69.9	25,317	68.7
当座貸越	69	0.2	82	0.2
割引手形	11	0.0	13	0.0
合計	36,556	100.0	36,876	100.0

## 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 (単位：百万円、%)

区分		金額	構成比	債務保証見返額
当組合預金積金	令和3年度末	1,994	5.8	—
	令和4年度末	1,877	4.7	—
有価証券	令和3年度末	20	0.1	—
	令和4年度末	—	—	—
不動産	令和3年度末	5,587	16.2	160
	令和4年度末	3,994	9.9	139
小計	令和3年度末	7,603	22.0	160
	令和4年度末	5,871	14.6	139
信用保証協会・信用保険	令和3年度末	2,483	7.2	—
	令和4年度末	2,278	5.7	—
保証	令和3年度末	1,522	4.4	20
	令和4年度末	2,351	5.9	0
信用	令和3年度末	22,959	66.4	14
	令和4年度末	29,591	73.8	11
合計	令和3年度末	34,569	100.0	195
	令和4年度末	40,093	100.0	151

## 有価証券種類別平均残高 (単位：百万円、%)

区分	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
地方債	—	—	13	0.6
社債	1,622	73.1	1,754	74.2
株式	196	8.9	196	8.3
外国証券	400	18.0	400	16.9
合計	2,219	100.0	2,364	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有していません。

## 有価証券種類別残存期間別残高 (単位：百万円)

区分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの
地方債	令和3年度末	—	—	—	—	—
	令和4年度末	—	50	—	—	—
社債	令和3年度末	200	500	900	100	—
	令和4年度末	100	1,300	300	100	—
株式	令和3年度末	—	—	—	—	196
	令和4年度末	—	—	—	—	197
外国証券	令和3年度末	—	—	200	200	—
	令和4年度末	—	100	100	200	—
合計	令和3年度末	200	500	1,100	300	196
	令和4年度末	100	1,450	400	300	197



## 資金運用

## 貸出金利区別残高

(単位：百万円)

区 分	令和3年度末	令和4年度末
固定金利貸出	13,854	18,004
変動金利貸出	20,714	22,088
合 計	34,569	40,093

## 貸出金償却額

(単位：百万円)

項 目	令和3年度末	令和4年度末
貸出金償却額	—	—

## 消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和3年度末		令和4年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	1,019	30.1	1,292	37.4
住宅ローン	2,368	69.9	2,159	62.6
合 計	3,387	100.0	3,451	100.0

## 貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

項 目	令和3年度末		令和4年度末	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	243	7	137	△106
個別貸倒引当金	492	5	438	△54
貸倒引当金合計	736	13	575	△160

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

## 貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和3年度末		令和4年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運転資金	13,442	43.1	18,136	51.4
設備資金	17,738	56.9	17,146	48.6
合 計	31,181	100.0	35,283	100.0

## 貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

業 種 別	令和3年度		令和4年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	632	1.8	653	1.6
農 業、林 業	2	0.0	1	0.0
漁 業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	2,213	6.4	2,470	6.1
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—
情 報 通 信 業	3	0.0	3	0.0
運 輸 業、郵 便 業	97	0.2	98	0.2
卸 売 業、小 売 業	1,133	3.2	1,451	3.6
金 融 業、保 険 業	40	0.1	92	0.2
不 動 産 業	17,192	49.7	21,299	53.1
物 品 賃 貸 業	124	0.3	234	0.5
学術研究、専門・技術サービス業	49	0.1	50	0.1
宿 泊 業	1,208	3.4	731	1.8
飲 食 業	1,083	3.1	1,003	2.5
生活関連サービス業、娯楽業	3,984	11.5	4,300	10.7
教 育、学 習 支 援 業	90	0.2	83	0.2
医 療、福 祉	40	0.1	41	0.1
そ の 他 の サ ー ビ ス	2,446	7.0	2,768	6.9
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—
小 計	30,342	87.7	35,283	88.0
国・地方公共団体等	—	—	—	—
個人（住宅・消費・納税資金等）	4,226	12.2	4,809	11.9
合 計	34,569	100.0	40,093	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 経営内容

### 協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況 (単位:百万円、%)

区分	残高(A)	担保・保証額(B)	貸倒引当金(C)	保全率(B+C)/(A)	引当率(C)/(A-B)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和3年度	971	500	470	100.00	100.00
	令和4年度	707	335	371	100.00	100.00
危険債権	令和3年度	83	54	22	91.91	76.68
	令和4年度	385	166	66	60.42	30.35
要管理債権	令和3年度	424	133	35	39.94	12.25
	令和4年度	503	186	22	41.28	6.93
三月以上延滞債権	令和3年度	1	1	0	100.00	0.00
	令和4年度	8	3	0	44.03	7.25
貸出条件緩和債権	令和3年度	422	132	35	39.67	12.21
	令和4年度	495	182	21	41.23	6.93
小計	令和3年度	1,479	688	528	82.30	66.88
	令和4年度	1,596	687	460	71.91	50.65
正常債権	令和3年度	33,300				
	令和4年度	38,661				
合計	令和3年度	34,779				
	令和4年度	40,257				

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く。）です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。
7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）です。
10. 金額は決算後（償却後）の計数です。

### 法令遵守体制

#### ●法令遵守体制

法令等の遵守を経営の最重要課題の一つとして位置付け、理事長があらゆる機会を捉えて法令等遵守の重要性について全役職員に周知徹底することにより、当組合の社会的責任を果たすことをその事業活動の前提としております。

役職員による法令等遵守を確実に実現するため、理事会において、当組合の理念、役職員の行動指針及び組織体制を「コンプライアンス基本方針」、「行動規範」及び「法令等遵守規程」として定め、これに則った業務運営を実践するための具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を制定するとともに、これらを全役職員に周知徹底しております。

法令等遵守を確保する組織体制としては、法令等遵守に関する基本的事項は理事会で決定し、理事会の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置しております。

法令等遵守に関する具体的諸問題への対応はコンプライアンス統括部署である総務部で一元的に所管するとともに、本部および各店舗にコンプライアンス担当者を配置し法令等遵守の実施状況を管理監督させております。

職員が法令等遵守の観点から疑義のある行為を知った場合であって、所属部署の上司又はコンプライアンス担当者を介さず、直接コンプライアンス専任者に報告・相談を行うことができるコンプライアンス相談窓口を設置しております。

内部監査部門は、法令等遵守状況についての監査を実施し、その結果を理事会及び監事に報告することとしております。

### 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

#### ●苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。

【窓口：「お客さま相談窓口」】 0120-999-349

受付日：月曜日～金曜日

（土・日曜日、祝日および金融機関の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。  
ホームページアドレス <https://www.keiji-shinkumi.net>

#### ●紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記「お客さま相談窓口」または下記「しんくみ相談所」にお申し出ください。

また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記東京・第一東京・第二東京弁護士会の各仲裁センターは、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

- ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
- ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【一般社団法人全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03-3567-2456

住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5

（全国信用組合会館内）

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぼADRセンター

（電話：0570-022-808）

## 経営内容

### 報酬体系について

#### ●対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤の理事及び常勤監事をいいます。

対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

#### (1) 報酬体系の概要

##### 【基本報酬及び賞与】

全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、賞与額については前年度の業績等を勘案し、理事長は理事会で、他の常勤の理事は常任理事会において決定しております。

また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

##### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会の承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を役員退職慰労金規定で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

#### (2) 役員に対する報酬

(単位：千円)

区分	当期中の報酬支払額	総代会等で定められた報酬限度額
理事	38,495	50,000
監事	8,424	10,000
合計	46,919	60,000

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事5名、監事1名です。

注3. 上記以外に支払った役員退職慰労金は理事11,975千円です。

#### (3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第5号に該当する事項はありません。

#### ●対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役員であって、対象役員が受ける報酬額と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当するものはありませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「主要な連結子法人等」とは、当組合の連結子法人等のうち、当組合の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、令和4年度においては、該当する会社はありませんでした。

注3. 「同等額」とは、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注4. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規定」及び「退職金規定」、「賞与支給基準」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることによって動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

#### ●リスク管理体制

##### — 定性的事項 —

- 自己資本調達手段の概要
- 自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- 信用リスクに関する事項
- 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要…該当事項なし
- 証券化エクスポージャーに関する事項
- オペレーショナル・リスクに関する事項
- 出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 金利リスクに関する事項

#### ●自己資本調達手段の概要

発行主体	京滋信用組合	—	—
資本調達手段の種類	普通出資	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	1,344百万円	—	—
償還期限	—	—	—
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—	—	—

注. 当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。

#### ●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合では、内部留保による自己資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分に保っております。

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率については、国内基準である4%を上回っており、繰延税金資産につきましては、自己資本に占める割合から、ほとんど依存しておりません。

令和5年3月末現在の自己資本比率は8.11%となっております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による自己資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

#### ●信用リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。
管理体制	当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のうえ、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な判断を行なうべく、「定款」附記事項の定めのもと「業務の種類及び方法書」に「融資審査に関する規則」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を行っております。
評価・計測	信用リスクの計測にあたっては、信用リスク管理システムを導入し、活用しております。 個別の審査にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。 さらに、経営陣や外部顧問の参加のもと融資審査委員会を定期的に開催しており、リスク管理委員会、ALM委員会においても業種集中リスク、大口集中リスク等信用リスク管理における重要な事項を協議・検討しております。

#### ■貸倒引当金の計算基準

貸倒引当金は、「自己査定マニュアル」及び「償却・引当基準」に基づき、営業店、審査管理部門を経て、営業担当部門から独立している自己査定担当部門により債務者区分ごとに算定し、自己査定委員会で決定しております。

一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先及び要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。

また、破綻懸念先の個別貸倒引当金に関しては、貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。

実質破綻先、破綻先については、担保額を除いた非保全額に対して、算出しております。

なお、それぞれの結果については、監事及び監査法人の監査を受けると、適正な計上に努めております。

#### ■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

当組合では、すべての法人等に一律100%のリスク・ウェイトを適用しており、格付によるリスク・ウェイトは使用していません。

よって適格格付機関等は定めておりません。

#### ■エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

当組合では、すべての法人等に一律100%のリスク・ウェイトを適用しており、格付によるリスク・ウェイトは使用していません。

よって適格格付機関等は定めておりません。



### ■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否を判断しており、担保や保証に過度に依存しないようにしております。

ただし、審査の結果、担保又は保証が必要な場合は、お取引先への十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当組合が扱う担保には、当組合預金・積金、不動産等、保証には人的保証、信用保証協会保証、民間保証等がありますが、その手続については、組合が定める「不動産担保の事務取扱要領」、「人的担保の事務取扱要領」、「不動産担保評価・設定基準規程」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

当組合では、提供する目的や適用範囲を明確にした差入書に基づく当組合預金・積金担保に信用リスク削減手法を用いており、貸出金と当組合預金・積金との相殺による手法等は用いておりません。

### ■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当事項なし

### ●証券化エクスポージャーに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	当組合では、行っておりません。
管理体制	
評価・計測	

### ■再証券化エクスポージャーの有無

該当事項はありません。

### ■「証券化取引における格付の利用に関する基準」に規定する体制・運用状況

当組合では、行っておりません。

### ■信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当組合では、行っておりません。

### ■証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当組合では、行っておりません。

### ■証券化取引に関する会計方針

当組合では、行っておりません。

### ■証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

当組合では、行っておりません。

### ●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当組合では、「オペレーショナルリスク管理方針」を踏まえ、管理体制を整備するとともに、リスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。
管理体制	事務リスクについては、「事務リスク管理規定」に基づき本部に事務管理担当部門を設け営業店と一体となり、厳正な事務取扱いを心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制を強化し、牽制・検証機能として内部検査などに取組み、事務レベルの向上に努めております。 システムリスクについては、「システムリスク管理規程」に基づき、安定した業務の遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。 その他のリスクについては、「お客様相談窓口」の設置による苦情に対する適切な対応、商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重視した管理態勢の整備に努めております。
評価・計測	これらのリスクの状況については、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会をはじめ、各種委員会にて定期的に協議・検討を行うとともに、経営陣に報告する態勢を整備しております。

### ■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合では、基礎的手法を採用しております。

### ●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	銀行勘定における出資その他または株式等エクスポージャーにあたるものは、株式、出資金等が該当し、当組合が定める「余裕資金運用規程」、「有価証券等の保有目的区分規程」等に基づいた適正な運用・管理を行っております。
管理体制	リスクの状況は、定期的に測定・把握するとともに、自己査定委員会、ALM委員会をはじめとする各種委員会で定期的に協議・検討を行い、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。
評価・計測	当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。 当組合では、預け金・公社債以外に投資信託、外国証券について余裕資金運用を行っております。

### ●金利リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。
管理体制	当組合においては、双方ともに定期的な評価・測定を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。
評価・計測	金利ショックを200BPと想定した場合の銀行勘定の金利リスク（市場金利が上下に2%変動した時の現在価値変化額）の測定や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度など、信用組合業界で構築したSKC-ALMシステムを用いて定期的に計測を行い、ALM委員会で協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

### ■内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

- 計測手法  
SKC-ALMシステムの再評価方式による内部計算方式
- コア預金  
対象：流動性預金のうち有利息預金（普通、貯蓄預金等）  
算定方法：流動性預金のうち有利息預金基準日残高の50%相当額とし、適正性を別途検証のうえに対応
- 満期：2.5年
- 金利感応資産・負債  
預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
- 金利ショック幅  
200BP（2%）平行移動
- リスク測定の頻度  
月次（前月末基準）

### ■マネー・ローndリング、テロ資金供与及び拡散金融対策

当組合及び当組合子会社では、「マネー・ローndリング、テロ資金供与及び拡散金融」（以下、マネロン等）対策の国際的な要請の高まりを受け、組織全体として管理態勢の構築・強化に取り組みます。

- 当組合は、マネロン等対策を経営の最重要課題の一つと捉え、経営陣の主体的かつ積極的な関与のもと、マネロン等対策に関する責任者及び統括部署を定め、また、関係部署が連携し、組織全体として役割と責任を明確にすることで実効的な管理態勢構築に取り組みます。
- 当組合はリスクベースアプローチの考え方にに基づき、当組合が取り扱う商品・サービス等についてマネロン等リスクを特定・評価し、自らを取り巻く事業環境・経営戦略、リスクの許容度も踏まえた上で、当該リスクに見合った低減措置を講じます。
- 当組合は、適切なモニタリング・フィルタリングを実施し、疑わしい取引を的確に検知・分析する態勢を整備します。また、疑わしい取引を検知した際は、速やかに当局に届出を行います。
- 当組合は、関係法令に基づき、お客様の本人特定事項等の確認を適切に行い、その情報を常に最新の状態に保つよう、継続的な管理を実施します。

## 資料編

## リスク管理体制

## — 定量的事項 —

- 自己資本の構成に関する開示事項…自己資本の構成に関する事項 P.8をご参照ください
- 自己資本の充実度に関する事項
- 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する事項
- 信用リスク削減手法に関する事項
- 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当事項なし

- 証券化エクスポージャーに関する事項
- 出資等エクスポージャーに関する事項
- リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
- 金利リスクに関する事項…P.21をご参照ください

## ●自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
<b>イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計</b>	<b>38,069</b>	<b>1,522</b>	<b>42,185</b>	<b>1,687</b>
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	38,069	1,522	42,185	1,687
(i) ソブリン向け	0	0	0	0
(ii) 金融機関向け	6,205	248	4,688	187
(iii) 法人等向け	9,005	360	9,424	376
(iv) 中小企業等・個人向け	1,733	69	1,599	63
(v) 抵当権付住宅ローン	301	12	284	11
(vi) 不動産取得等事業向け	16,423	656	21,686	867
(vii) 三月以上延滞等	493	19	303	12
(viii) 出資等	196	7	197	7
出資等のエクスポージャー	196	7	197	7
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	810	32	810	32
(xi) その他	2,599	103	2,886	115
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1,250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
<b>ロ. オペレーショナル・リスク</b>	<b>1,863</b>	<b>74</b>	<b>1,799</b>	<b>71</b>
<b>ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)</b>	<b>39,933</b>	<b>1,597</b>	<b>43,984</b>	<b>1,759</b>

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には有形・無形固定資産等が含まれます。
6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

$$\langle \text{オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法} \rangle$$

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

## ●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

当組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。



## 経理・経営内容

### 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

#### ●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）

（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
国 内	69,312	66,996	34,764	40,244	1,699	1,849	—	—	777	495
国 外	400	400	—	—	400	400	—	—	—	—
<b>地 域 別 合 計</b>	<b>69,712</b>	<b>67,396</b>	<b>34,764</b>	<b>40,244</b>	<b>2,099</b>	<b>2,249</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>777</b>	<b>495</b>
製 造 業	632	653	632	653	—	—	—	—	—	—
農 業、林 業	2	1	2	1	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	2,213	2,470	2,212	2,469	—	—	—	—	1	8
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	3	3	3	3	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	97	98	97	98	—	—	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	1,130	1,449	1,130	1,449	—	—	—	—	1	2
金 融 業、保 険 業	30,634	23,124	40	92	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	17,198	21,304	17,192	21,299	—	—	—	—	152	—
物 品 賃 貸 業	72	150	72	150	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	47	49	47	49	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	1,209	731	1,208	731	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	1,081	1,001	1,080	1,000	—	—	—	—	1	10
生活関連サービス業、娯楽業	3,983	4,299	3,983	4,298	—	—	—	—	556	436
教育、学習支援業	90	83	90	83	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	40	41	40	41	—	—	—	—	—	—
その 他 の サ ー ビ ス	2,447	2,768	2,446	2,768	—	—	—	—	0	0
その 他 の 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	0	50	—	—	—	50	—	—	—	—
個 人	4,488	5,057	4,484	5,054	—	—	—	—	62	36
そ の 他	4,339	4,056	—	—	2,099	2,199	—	—	—	—
<b>業 種 別 合 計</b>	<b>69,712</b>	<b>67,396</b>	<b>34,764</b>	<b>40,244</b>	<b>2,099</b>	<b>2,249</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>777</b>	<b>495</b>
1 年 以 下	36,934	33,556	9,897	14,329	200	100	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下	5,290	5,817	2,080	2,507	200	300	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下	2,529	2,995	2,229	1,845	300	1,150	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下	3,064	2,578	2,165	2,178	899	399	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下	6,522	5,969	6,322	5,969	200	—	—	—	—	—
10 年 超	12,129	13,617	11,829	13,317	300	300	—	—	—	—
期間の定めのないもの	1,116	1,206	240	98	—	—	—	—	—	—
そ の 他	2,125	1,656	—	—	—	—	—	—	—	—
<b>残 存 期 間 別 合 計</b>	<b>69,712</b>	<b>67,396</b>	<b>34,764</b>	<b>40,244</b>	<b>2,099</b>	<b>2,249</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>777</b>	<b>495</b>

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産等が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 経 営 内 容

### ●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

業 種 別	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
製 造 業	14	12	12	12	—	—	14	12	12	12	—	—
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	5	4	4	8	—	1	5	3	4	8	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	2	1	1	2	—	—	2	1	1	2	—	—
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	135	40	40	—	96	38	38	2	40	—	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	289	400	400	395	—	10	289	388	400	395	—	—
教 育、学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	40	32	32	20	—	20	40	12	32	20	—	—
<b>合 計</b>	<b>487</b>	<b>492</b>	<b>492</b>	<b>438</b>	<b>96</b>	<b>72</b>	<b>390</b>	<b>418</b>	<b>492</b>	<b>438</b>	—	—

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。



## ●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	4,710	—	4,210
10%	—	2,515	—	2,309
20%	—	30,484	—	23,022
35%	—	860	—	812
50%	—	1,541	—	1,740
75%	—	2,324	—	2,137
100%	—	27,268	—	32,828
150%	—	7	—	10
250%	—	324	—	324
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	—	70,036	—	67,396

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限りです。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

## ●信用リスク削減手法に関する事項

## ●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,065	2,062	—	—	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。

## ●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項はありません。

## ●証券化エクスポージャーに関する事項

## ●オリジネーターの場合

該当事項はありません。

## ●投資家の場合

該当事項はありません。

## ●出資等エクスポージャーに関する事項

## ●貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非 上 場 株 式 等	520	—	521	—
合 計	520	—	521	—

## ●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
売 却 益	—	—
売 却 損	—	—
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

## ●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
評 価 損 益	—	—

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない  
評価損益の額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
評価損益	—	—

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、  
その他有価証券の評価損益です。

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当事項はありません。

## ●金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク		イ		ロ		ハ		ニ	
項番		△EVE				△NII			
		当期末		前期末		当期末		前期末	
1	上方パラレルシフト	136	143	0	0	0	0	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0	381	384	381	384
3	スティープ化	89	90						
4	フラット化	0	0						
5	短期金利上昇	25	26						
6	短期金利低下	18	19						
7	最大値	136	143			381	384	381	384
		ホ				へ			
8	自己資本の額	当期末				前期末			
		3,570				3,382			

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

## その他業務

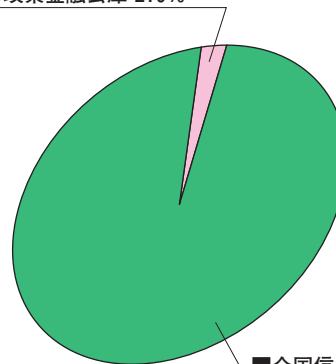
## 代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

区分	令和3年度末	令和4年度末
全国信用協同組合連合会	193	149
株式会社日本政策金融公庫	5	3
合計	198	152

## 令和4年度末公庫・事業団等別貸出残高構成比

■株式会社日本政策金融公庫 2.0%



■全国信用協同組合連合会/98.0%

## 国際業務

## 外国為替取扱高

(単位：千ドル)

該当事項はありません。

## 証券業務

## 公共債引受額

(単位：百万円)

該当事項はありません。

(注) 地方債、政府保証債は取り扱っておりません。

## 外貨建資産残高

(単位：千ドル)

該当事項はありません。

## 公共債窓販実績

(単位：百万円)

該当事項はありません。

## 組合トピックス（組合行事その他）

2022年4月1日	入組式
2022年4月13日	組合開業20周年記念ゴルフ大会（瀬田ゴルフコース(西コース)）
2022年4月19日～26日	職員全体会議（各店開催）
2022年6月24日	第22期通常総代会（ホテルグランヴィア京都）
2022年8月1日～5日	「しんくみの日週間」清掃活動
2022年8月1日～9月30日	「しんくみの日週間」献血運動
2022年9月7日～8日	ビジネスクラブ発足15周年記念親睦旅行（博多・下関）
2022年11月12日	組合開業20周年記念式典（ホテルグランヴィア京都）
2023年1月27日	ビジネスクラブ第15期総会・記念講演会（ホテルグランヴィア京都）

## その他業務

### 主な手数料一覧

(令和5年4月1日現在)

種 類				料 金
当組合本支店あて（窓口、ATM、ネットバンキング）				無料
振 込	他	窓口扱い	電信扱	5万円未満 660円 5万円以上 880円
			組合員の方	5万円未満 220円 5万円以上 330円
		定額自動 送金扱い		組合員で ない方
			宛	当組合設置の ATM利用
	他金融機関発行のキャッシュ カードを利用した場合	5万円未満 440円 5万円以上 660円		
	当初登録	1,100円		
	月額の基本手数料	無料		
	で ん ざ い ネ ッ ト	発生記録（債務者請求方式）	330円	
		発生記録（債権者請求方式）	330円	
		譲渡記録	330円	
分割（譲渡）記録		330円		
保証記録		110円		
変更記録		110円		
通常開示		110円		
特例開示		郵送が伴う場合は別途 3,300円		
残高証明書（都度発行方式）		「実費」を請求します 4,400円		
送金		送金小切手	880円	
代 金 取 立	代金取立手数料	一部交換所宛・一部本支店間	無料	
		その他	880円	
	振込・送金・取立手形の組戻料		880円	
	不渡手形返却料		880円	
当 座 預 金	小切手帳	1冊（50枚）	660円	
	署名判印刷小切手帳	1冊（50枚）	880円	
	約束手形・為替手形帳	1冊（50枚）	880円	
	署名判印刷約束手形・為替手形帳	1冊（50枚）	1,100円	
	マル専手形	（1枚につき）	330円	
自己宛小切手発行				550円
通帳証書等再発行				550円
キャッシュカード再発行				550円
ローンカード発行・再発行				無料
カードローン口座維持手数料				無料
ネットバンキング利用者カード再発行手数料				1,100円
証 明 書 発 行 手 数 料	残高証明書	一般向け	1通 330円	
		監査法人向け	1通 1,100円	
貯 蓄 預 金 出 金 手 数 料	I型 (30万円)	1ヶ月当たり5回まで	無料	
		1ヶ月当たり6回目以降1回につき	110円	
	II型(10万円)		無料	
株 式 等 払 込 金 手 数 料	払込金2千万円以上の場合	払込金の1,000分の2と消費税		
	払込金2千万円未満の場合	払込金の1,000分の3と消費税		
	ただし、最低取扱手数料	5,000円と消費税		
個 人 デ ー タ 開 示 等 手 数 料	店頭での請求、受渡	1通	1,100円	
	郵送時の加算額		440円	
両 替 手 数 料	1枚～ 100枚		無料	
	101枚～ 300枚		110円	
	301枚～ 500枚		220円	
	501枚～1,000枚		440円	
	1,001枚～1,000枚毎に加算額		440円	
	集配金手数料		3,300円	

種 類			料 金
不 動 産 担 保 調 査 手 数 料	融資申込額5千万円未満		11,000円
	融資申込額5千万円以上1億円未満		33,000円
	融資申込額1億円以上		55,000円
	*2物件目から1物件加算		22,000円
そ 他 担 保 取 扱 手 数 料	営業エリア (京都・滋賀)外物件	担保設定 *別途、上記調査手数料が必要 担保抹消	33,000円+実費交通費 22,000円+実費交通費
	TAS-MAP評価書		実 費
	変更登記 手数料		追加設定・極度額変更・担保差替・ 担保譲渡・債務者変更・順位変更 抹消（一部抹消・全部抹消含む） *立ち合いを要しないものは無料
繰 上 償 還 手 数 料	住宅ローンを 除く (当初借入1千万円以上、 借入期間7年超)	融資後1年以内	返済元金×2.0%
		融資後3年以内	返済元金×1.5%
		融資後5年以内	返済元金×1.0%
	住宅ローン	他行借換10年以内	返済元金×3.0%
		一部繰上返済	11,000円
		全額繰上返済	無 料
他行借換		55,000円	
融 資 条 件 変 更 手 数 料	証書貸付/ 手形貸付 ※重複はありません。	返済方法の変更	11,000円
		借入期間の延長	
		金利引下げ	
		返済金額の変更	
		借換え	
		新たな借入による一本化	
		その他の条件変更	
		住宅ローン条件変更手数料	
融資事務手数料	融資額3.0%+消費税を上限として手数料をいただく場合があります。 *収益不動産融資は原則として融資額×0.5%+消費税の手数をいただきます。		
当組合ATM手数料（1回につき）		当組合カード	他金融機関カード
		無 料	110円

\*上記の手数料には消費税を含んでいます。

\*住宅ローンを除く繰上償還手数料は不課税のため消費税は含まれておりません。

### 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第22期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（又は損失金処理計算書）の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和5年6月23日

京 滋 信 用 組 合

理 事 長 上 垣 秀 雄

### 法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「監査法人アイ・ピー・オー」の監査を受けております。

### 内国為替取扱実績

(単位：百万円)

区 分	令和3年度末		令和4年度末		
	件 数	金 額	件 数	金 額	
送金・振込	他の金融機関向け	15,878	26,590	16,597	34,917
	他の金融機関から	21,635	34,410	22,385	31,210
代金取立	他の金融機関向け	129	74	76	33
	他の金融機関から	4	5	—	—

## ■ 主要な事業の内容

### A. 預金業務

#### (イ) 預金・定期積金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金を取扱っております。

### B. 貸出業務

#### (イ) 貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

#### (ロ) 手形の割引

商業手形の割引を取扱っております。

### C. 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

### D. 有価証券投資業務

資金運用のため社債、株式等に投資しております。

### E. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

### F. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

### G. 金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

### H. 附帯業務

#### (イ) 債務の保証業務

#### (ロ) 代理業務

(a)全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫代理業務

(b)日本銀行の歳入復代理店業務

#### (ハ) 地方公共団体の公金取扱業務

#### (ニ) 株式払込金の受入代理業務

## 当組合および子会社等の概況

### 連結の事業概況

連結対象子会社である株式会社KJSを含む当組合の令和4年度連結会計年度事業成績は次のとおりでございます。

【預金積金】預金積金は、組合員様をはじめとしてお取引先の皆様の積極的なご協力により、令和5年3月末で62,645百万円を確保することができました。

【貸出金】貸出金は、組合員様の資金需要に積極的にお応えしたことにより、期末残高39,859百万円となり収益確保に寄与しました。

【純資産】普通出資勘定は1,343百万円となり、内部留保と合わせて当期純資産は3,517百万円となりました。

【損益】令和4年度の子会社事業の損益金は、単体決算におきまして2百万円の純利益を計上しました。

組合と子会社の連結による損益金は、264百万円の純利益を計上することとなりました。

令和4年度連結会計年度におきましては以上のような結果となりました。

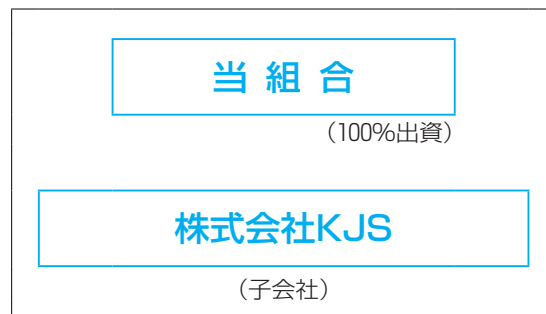
### 子会社等の状況

(令和5年3月末現在)

会社名	株式会社KJS
所在地	京都府京都市右京区西院三蔵町20-2 (京滋信用組合 本店2階)
業務内容	リース業務、不動産賃貸業務
設立年月	平成23年8月1日
資本金	100百万円
当組合が保有する議決権割合	100%
当信用組合子会社が保有する議決権割合	0%

(注) 上記「子会社」は、協同組合による金融事業に関する法律第4条の2（信用協同組合の子会社の範囲等）に規定する会社です。

### 組織構成



## 当組合および子会社等の主要事業内容

- 当組合は、本店を含む5営業店舗で預金業務、貸出業務、内国為替業務を中心に各種金融サービスを提供しております。
- 株式会社KJSは、事業用不動産のリース事業および不動産の賃貸をおこなっております。



## 財産の状況

## 連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目 (資産の部)	金 額	
	令和3年度	令和4年度
現金預け金	31,217,345	23,268,023
有価証券	2,196,640	2,347,150
貸出金	34,444,670	39,859,249
その他資産	666,431	767,209
有形固定資産	1,018,858	1,014,413
無形固定資産	5,572	4,906
繰延税金資産	17,271	15,736
債務保証見返	195,776	151,336
貸倒引当金	△737,099	△577,694
資産の部合計	69,025,468	66,850,330

科 目 (負債の部)	金 額	
	令和3年度	令和4年度
預金積金	62,803,635	62,645,490
借入金	2,300,000	—
その他負債	322,075	361,452
賞与引当金	28,907	27,556
退職給付引当金	130,700	131,748
役員退職慰労引当金	22,475	14,825
その他の引当金	545	480
債務保証	195,776	151,336
負債の部合計	65,804,116	63,332,890
(純資産の部)		
出資金	1,298,272	1,343,000
利益剰余金	1,923,079	2,174,440
組合員勘定合計	3,221,351	3,517,440
純資産の部合計	3,221,351	3,517,440
負債及び純資産の部合計	69,025,468	66,850,330

## 連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	—	—
資本剰余金増加高	—	—
資本剰余金減少高	—	—
資本剰余金期末残高	—	—
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	1,848,044	1,923,079
利益剰余金増加高	88,087	264,413
当期純利益	88,087	264,413
利益剰余金減少高	13,051	13,051
配当金	13,051	13,051
利益剰余金期末残高	1,923,079	2,174,440

## 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
経常収益	1,226,569	1,303,539
資金運用収益	1,059,105	1,053,554
貸出金利息	990,083	985,897
預け金利息	28,603	27,262
有価証券利息配当金	13,494	13,673
その他の受入利息	26,925	26,720
役務取引等収益	28,154	37,768
その他業務収益	4,344	3,182
その他経常収益	134,964	209,034
貸倒引当金戻入益	—	86,971
その他の経常収益	134,964	122,063
経常費用	1,099,558	1,007,068
資金調達費用	127,867	126,766
預金利息	123,482	123,067
給付補てん備金繰入額	4,384	3,699
役務取引等費用	26,872	23,266
その他業務費用	22,819	21,919
経費	708,077	718,621
その他経常費用	213,921	116,493
貸倒引当金繰入額	110,033	—
貸出金償却	—	—
その他の経常費用	103,888	116,493
経常利益(又は経常損失)	127,011	296,471
特別利益	1,540	136
固定資産処分益	—	136
その他の特別利益	1,540	—
特別損失	318	0
固定資産処分損	318	0
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)	128,233	296,607
法人税、住民税及び事業税	37,892	30,660
法人税等調整額	714	1,534
法人税合計	38,606	32,194
当期純利益(又は当期純損失)	89,627	264,413
前期繰越金	429,992	455,027
当期末処分剰余金(又は当期末処理損失金)	518,079	719,440



(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 出資1口当たりの当期純利益 196円88銭

## 財産の状況

## 連結自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	3,208	3,504
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,298	1,343
うち、利益剰余金の額	1,923	2,174
うち、外部流出予定額(△)	13	13
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	244	139
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	244	139
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	3,452	3,643
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	4	3
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	4	3
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	4	3
<b>自己資本</b>		
自己資本の額 (イ - ロ)	3,448	3,640
<b>リスク・アセット等 (3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	37,878	42,272
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	1,863	1,799
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	39,741	44,072
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率 (ロ - ニ)	8.67%	8.25%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

## 主要な連結経営指標の推移

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度
経常収益	1,226,569	1,303,539
経常利益	127,011	296,471
当期純利益	89,627	264,413
総資産額	69,025,468	66,850,330
純資産額	3,221,351	3,517,440
連結自己資本比率	8.67%	8.25%



## 地域貢献

### 地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は、「お客様のことを最もよく知る、最も身近な親しみやすい金融機関」として、地域における事業の育成・発展や個人の豊かな暮らしづくりなどに必要とされる資金の円滑な供給と金融サービスの提供が第一の使命であるものと考えています。

また、一方で、これら金融サービスの提供だけでなく、組合員相互間の親睦と交流を図る地域コミュニティーセンターとして地域に密着した多種多様なサービス、情報の提供等を行うことで、組合員を中心とした文化・社会・福祉活動に貢献できるよう努め、お客様から「愛され、信頼される金融機関」を目指してまいります。

### 預金を通じた地域貢献

当組合は、満60歳以上の方を対象に金利を優遇する「長寿」を取り扱うとともに、子育て応援の定期預金と定期積金、ふたつの「チャララ」を取り扱っております。

### 取引先への支援状況等

お取引先からの情報提供にもとづくビジネス・マッチングの推進をいたします。

### 地域・業域・職域サービスの充実

京滋レディース“ハナ”を通じ地域に沿った各種サークル活動等に積極的に取り組んでおります。

「ビジネスクラブ」では、年間を通じた各種行事（セミナー等）を開催しております。

ホームページを開設し、情報の提供に努めております。

URL： <https://www.keiji-shinkumi.net>

お客様からのご意見・ご相談等にお応えするため、「お客様相談窓口」（ほっとライン）を本部に設置しております。

電話、FAX、電子メールでご利用いただけます。

Tel：0120-999-349 Fax：075-313-3172

E-Mail： [mail@keiji-shinkumi.net](mailto:mail@keiji-shinkumi.net)

なお、受付時間は平日9：00～17：00までとなっております。



### 融資を通じた地域貢献

当組合は地域に密着したリテール融資を積極的に推進し、お客様の資金ニーズに応えるため、多くのオリジナル融資商品を取り扱っております。

- 事業ローン ビジネスローン「チャンサ」、事業者向け「クイックローン」、事業者ローン「おまとめ」、創業・新事業支援融資
- 目的ローン (3大疾病保険付)住宅ローン、「ユーホームローン」(中古住宅ローン)、リフォームローン「ハッピーファミリー」、ブライダルローン「サラン」、おまとめ専用ローン「アシスト」
- その他ローン 目的別ローン、フリーローン「サポート」、「チョイス」、カードローン「アラカルト」「パートナー」(職域提携向け)

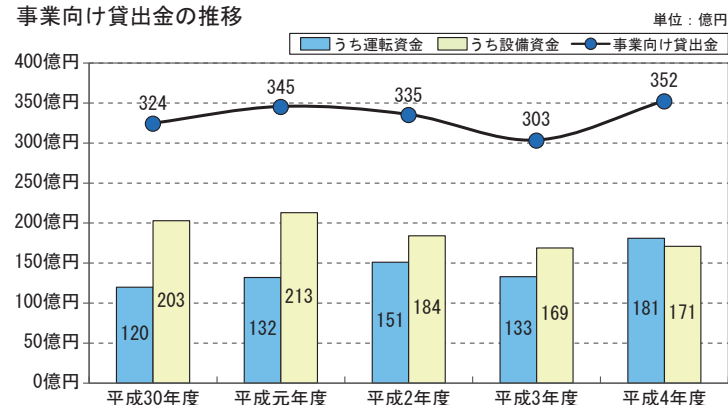
また、京都府・滋賀県の融資制度、京都府・滋賀県朝鮮商工会による推薦融資、インターネットから24時間いつでもローンの申し込みができる、「しんくみローンサーチ」(<https://www.shinkumi-loan.com>)も取り扱っております。

令和3年5月より株式会社フィナンシャルドウと提携し、リバースモーゲージ「シニアライフプラン」の取り扱いを開始しました。

当組合の貸出先数は1,226先、貸出金残高は40,093百万円です。

うち 事業向け貸出金 35,283百万円  
 (運転資金 18,136百万円、設備資金 17,146百万円)  
 個人向け貸出金 4,809百万円 となっております。  
 また、107件 218百万円の各種ローンを新たに取り扱いしました。

### 事業向け貸出金の推移



### 文化的・社会的貢献に関する活動

信用組合業界運動として令和4年8月～9月に実施されました「しんくみの日週間」活動において、美しい京都・滋賀の自然を守り、快適な都市環境づくりの一環として、全役職員による店舗周辺の清掃活動を実施しました。また、社会貢献活動として実施しました献血活動におきまして、役職員25名が献血を行い、平成15年度からの累計で694名の役職員が献血運動に参加しております。

例年通り、京都・滋賀地域朝鮮初級学校や日本の小学校の生徒を対象とした「京滋信用組合杯」コマ（ちびっこ）スポーツ大会（第14回コマサッカー、第7回コマバスケットボール、第5回コマドッジボール）の開催を予定しておりましたが、雨天のため中止となりました。

### 企業の社会的責任（CSR）について

当組合は、CSRの一環として環境保全活動への取り組みを推進するため、毎年夏季と冬季に省エネルギー対策を実施しております。この期間は営業時間中の空調を適温に設定し、職員はクールビズ、ウォームビズを実施しております。また、地域社会の一員として社会的責任を果たす観点から、本支店建物内の照明をLED化するなど、節電に関する取り組みを積極的に推進しております。

## 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

### 経営改善支援等の取組み実績

(単位：先数、%)

期初債務者数 (A)				経営改善支援取組み率 ( $\alpha/A$ )	ランクアップ率 ( $\beta/\alpha$ )	再生計画策定率 ( $\delta/\alpha$ )
うち経営改善支援取組み先 ( $\alpha$ )			再生計画を策定した先数 ( $\delta$ )			
	$\alpha$ のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 ( $\beta$ )	$\alpha$ のうち期末に債務者区分が変化しなかった先 ( $\gamma$ )				
184	14	0	11	7.61%	0.00%	42.86%

(注) 1. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。

2. 期初債務者数は令和4年4月当初の債務者数です。

3. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。

4. 「 $\alpha$ （アルファ）」のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 $\beta$ （ベータ）」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は $\alpha$ には含まれますが $\beta$ には含んでおりません。

5. 「 $\alpha$ のうち期末に債務者区分が変化しなかった先 $\gamma$ （ガンマ）」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。

6. 「 $\alpha$ のうち再生計画を策定した先数 $\delta$ （デルタ）」は、 $\alpha$ のうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。

7. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含みません。

### 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当組合は、貸付条件の変更等を行った中小企業者であるお客様の経営再建計画の進捗状況を継続的に把握・検証し、経営再建計画見直しの支援及び経営相談・指導等によるコンサルティング機能（各分野の専門家との連携を含む）発揮や、ビジネスマッチングの開催等、当組合の情報機能やネットワークを活用した支援に取り組むこととしています。

また、他金融機関、企業再生支援機構、事業再生ADR解決事業者、中小企業再生支援協議会などの外部機関との連携による再生手法を活用するための体制を整備しています。

### 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

- 当組合は、お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、お客様の実態を十分に踏まえ、迅速な検討・回答に努めるため、金融円滑化管理統括部署（審査管理部）に貸付条件の変更等に係る情報を集約し、貸付条件の変更等の適否を審査するとともに、その内容を記録、保存等いたします。
- 金融円滑化管理統括部署（審査管理部）において、お客様からの貸付条件の変更等の申込み・ご相談に対する対応状況を把握します。また、関係各部署において、貸付条件の変更等の申込み・相談に係る情報の共有化に努めています。
- 金融円滑化管理統括部署（審査管理部）において、貸付条件の変更等の申込み・相談をしたお客様の対応進捗状況や、貸付条件の変更等を行った後、経営改善努力を行っているお客様に対して、継続的なモニタリングや経営相談・経営指導及び経営改善支援に努めています。
- 上記(1)～(3)の態勢整備の推進状況・問題点について、お客様の利害が著しく阻害されるおそれがある事案等については、速やかに常任理事会に報告し、問題の解決、再発防止に努めています。

### 中小企業の経営支援に関する取組み状況

当組合は京都府・滋賀県を営業エリアとする地域金融機関であり、地域に貢献する信用組合としての経営に徹することが当組合の使命と考えております。

当組合の事業計画は、組合員の金融の円滑化に資するとともに、顧客ニーズに応じた情報提供や経営指導・相談業務等の幅広いサービスを提供することにより、顧客の信頼に基づく経営基盤の強化を図ることを主要課題と位置づけ、営業を展開しております。

令和5年3月末の地域中小企業等貸出金（個人を含む）残高は366億円となりました。

また、地域の消費者向け貸出金34億円をあわせた貸出金残高の99%以上が地域向け貸出金となっております。

#### ●創業・新規事業開拓の支援

前期の創業・新規事業に関する新規融資取組みは3先35百万円です。創業資金は事業としての実績がないことから、一般的に審査が厳しくなる傾向がありますが、当組合では保証協会等の公的な保証が付かなくとも地域の地縁人縁や申請人の職歴・業歴など創業までの準備状況も考慮した取組みを心掛けております。

#### ●成長段階における支援

当組合主要顧客の大半は零細事業者であり、当組合の取り組む融資の一定部分は成長段階における支援に該当するものと考えております。

#### ●経営改善・事業再生・業種転換等の支援

長引く不況下、地域経済は依然厳しい状況が継続しております。このような状況の中、当組合では金融機関としての資金供給にとどまらず、お客様からの相談業務を通じ、お客様の経営改善・事業再生・業種転換等に役立つことを心掛けております。

## 「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた経営者保証に関するガイドラインの特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借り入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。

経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

### 「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取組み事例（令和4年度）

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等	2. 取組み内容
該当事項はありません。	該当事項はありません。

### 「経営者保証に関するガイドライン」の取組み状況

	令和3年度	令和4年度
新規に無保証で融資した件数	90件	104件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	21.27%	19.80%
保証契約を解除した件数	0件	4件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当組合をメイン金融機関として実施したものに限り）	0件	0件

### 地域の活性化に関する取組状況

平成19年9月に発足しました京滋信用組合「ビジネスクラブ」（令和5年3月末現在の会員数70名）の活動で各種経済セミナー、異業種交流会等を通して会員同士のビジネスマッチング、新規異業種参入等に寄与しております。

## 店舗一覧表(事務所の名称・所在地)(自動機器設置状況)(令和5年7月現在)

## 地区一覧

店名	住所	電話	CD・ATM
本店営業部	〒615-0021 京都府京都市右京区西院三蔵町20-2	075-313-3166	1台
滋賀支店	〒520-0815 滋賀県大津市膳所2丁目1-9	077-525-2980	—
左京支店	〒606-8203 京都府京都市左京区田中関田町2-29	075-761-1251	1台
伏見支店	〒612-8422 京都府京都市伏見区竹田七瀬川町20	075-642-3131	1台
舞鶴支店	〒625-0036 京都府舞鶴市宇浜658	0773-62-4565	—

京都府全域

滋賀県全域



本店営業部



滋賀支店



左京支店



伏見支店



舞鶴支店

## シンボルマーク



当組合誕生の原点であり理念である京都・滋賀地域の人と人の繋がりと広がりをもチーフにデザインされています。

縦と横のラインは「人」という文字を使い京都と滋賀の地図をイメージしており、縦のラインのオレンジ色は地(つち)を、横のラインの青色は琵琶湖を表しています。

右上の赤い丸は夜明けとともに昇る太陽をイメージに組合の誕生と同胞社会の繁栄を表しています。

## マスコットキャラクター



## 《シレ》

語源：韓国語の「信頼」(シルレ)  
 渉外係の営業用バイクと、てんとう虫をイメージしました。

《シレ》の耳は営業用バイクのバックミラーを、両手はハンドルを表し、スカーフのセトン柄は民族をイメージしました。後ろ姿の5つの斑点は京滋信用組合の店舗数を表しています。

てんとう虫は幸運を運ぶメッセンジャーで、組合員の繁栄を表しています。





延暦寺



清水寺



KEIJI SHINKUMI